

**重要**

水稲初期除草剤の使用時期が  
平成24年8月から登録変更になっています。

登録変更内容（対象：移植水稲）

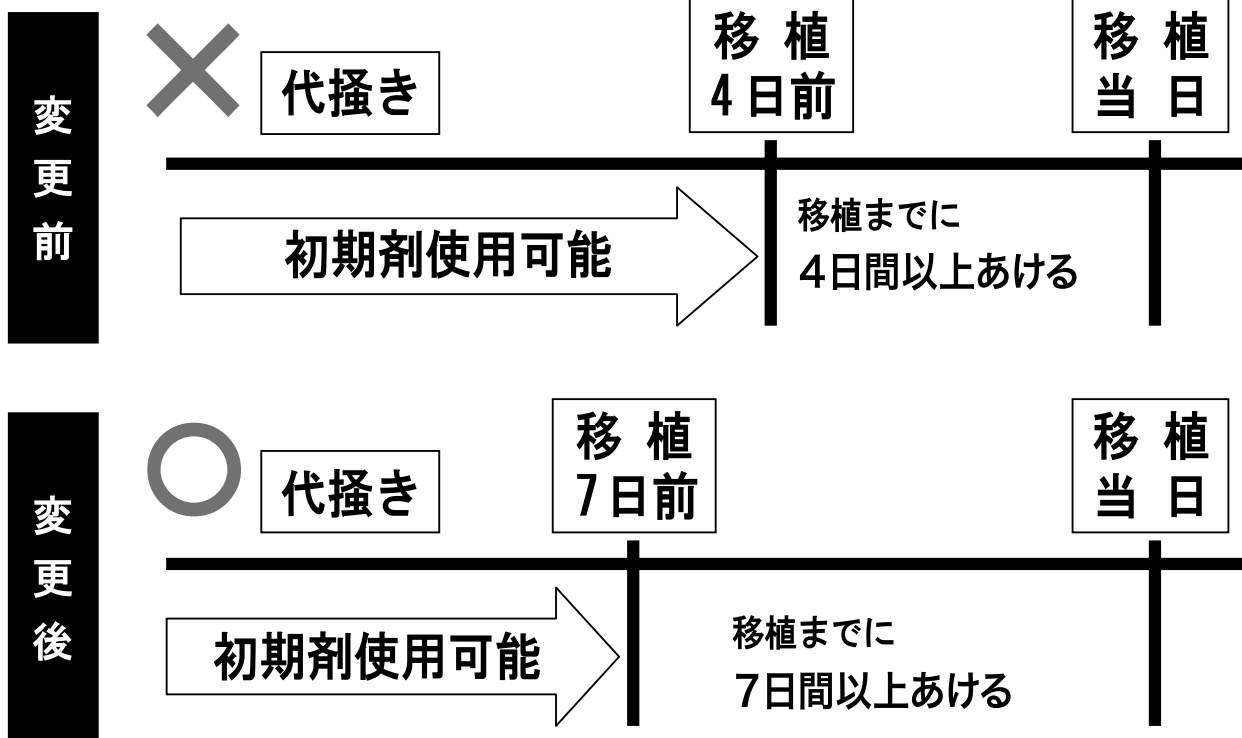
**変更前**

- ・ 植代時～移植4日前まで
- ・ 植代後～移植4日前まで



**変更後**

- ・ 植代時～移植7日前まで
- ・ 植代後～移植7日前まで



農薬取締法により、登録外使用は罰則が科せられます。

- 個人の場合、3年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金
- 法人の場合、3年以下の懲役若しくは1億円以下の罰金

使い慣れた薬剤であっても、登録内容が変更になっている場合があります。

農薬使用の前に必ず

**「ラベルー読」**

皆さんが作った米や野菜を子供や孫たちが食べることを考えて、  
“安全”だから“安心”できる農産物生産に努めましょう！